

令和 7 年度第 3 回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和 7 年 10 月 30 日（木）午後 2 時～午後 2 時 30 分
場 所	小牧市役所 本庁舎 6 階 601 会議室
出 席 者	【委員】 船橋 嘉成 区長会代表者 ○深堀 修 区長会代表者 丹羽 研二 区長会代表者 稲垣 幸子 小牧市女性の会 今枝 正 こまき環境市民会議 宇佐美 史夫 小牧市消費生活改善推進員会 小川 泰子 小牧商工会議所 大野 公大 一般社団法人小牧青年会議所 川渕 義隆 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 清田 啓嗣 株式会社不二屋（ナフコ） ◎清水 真 学識経験者 野村 重樹 公募委員 秋田 重巳 公募委員 馬場 容子 公募委員 ※ ◎会長 ○副会長 【事務局】 渡邊 浩 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 岡田 康助 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事 佐藤 翔太 ごみ政策課収集美化係兼ゼロカーボンシティ推進室主査 宗村 邦嗣 株式会社ウエスコ（ごみ処理基本計画策定支援委託業者） 安達 耕平 株式会社ウエスコ（ごみ処理基本計画策定支援委託業者）
欠 席 者	土屋 正富 区長会代表者 野平 一義 区長会代表者 村瀬 資生 区長会代表者 市岡 信英 尾張中央農業協同組合 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部 舟橋 精一 公募委員
傍 聴 者	0 名
配布資料	・次第 ・議事 1：小牧市ごみ処理基本計画（案）

主な内容

1 あいさつ

市民憲章唱和、手持ち資料確認、清水会長あいさつ

2 議事

議事 1：小牧市ごみ処理基本計画（案）について

・議事の資料に基づき事務局より説明。

以下説明内容。

ごみ処理基本計画とは、廃棄物処理法の規定により区域内の一般廃棄物の処理に関し、「一般廃棄物処理計画」として、

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項 について定めなければならないとされている。

今回のごみ処理基本計画は現行のごみ処理基本計画をベースに、新たに【食品ロス削減推進計画】を組み込んだ計画とし、第 1 章から第 7 章までの構成としている。

第 2 回審議会時からの大きな修正事項と章ごとの記載内容は以下のとおり。

第 1 章は計画の目的や位置づけ、計画の期間など、基本的な事項について記載。

新計画では令和 8 年度から令和 17 年度を計画期間とし、令和 12 年度を中間目標年度として計画を策定する。

第 2 章は 7 ページから 19 ページでは本市の現在のごみ処理体制や処理量等について、20 ページから 26 ページでは現行の計画に定めている取組について、実績をまとめている。

27 ページから 30 ページについては現行計画の数値目標に対する達成状況をまとめており、ごみの排出量等から本市の課題等について整理している。

本市の状況としては、すべての数値目標を達成できてはいないものの本市のごみ処理は、ごみ排出量、再資源化率、最終処分量について、愛知県平均や全国平均と比較しても良好な数値となっており、大きな課題はないと考えられた。今回の計画では今後もこの状況を維持するとともに、ごみ処理量・処理経費としての大きなウエイトを持っている焼却量（燃やすしかないごみ排出量）の削減に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化の推進をしていく作りとしている。

第 3 章は基本理念・基本方針について記載しており、それに基づく減量・再資源化目標を記載している。基本理念については現行計画や上位計画である第三次小牧市環境基本計画（改訂版）を踏襲し、「資源循環型社会の実現」とした。また、この基本理念を実現するために 3 つの基本方針を設定している。第 2 回審議会から基本方針 1 を変更としており、【市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化及び適正処理の推進】、【5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進】及び【柔軟で経済的なごみ処理システムの構築】としている。

また、目標値についても第 2 回審議会から変更しており、変更後の値は資料のとおりである。

目標値の設定方法として、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」に設定されている 1 人 1 日当たりのごみ焼却量の目標値を準用しており、本市の目標として令和 12 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ焼却量を約 580g とすることとしている。再資源化率等他の数値や令和 17 年度までの目標値についてはこの 580g/人・日を基準としてそれぞれ推計し、算出している。

第 4 章は 35 ページから 40 ページでは第 3 章にて設定した、基本理念を実現する為の施策について記載している。

第 2 回審議会から施策や具体的な取組について精査し、位置づけとして、前計画には記載されておらずこれから取組を始めていく取組を「新規」、現在取り組んでいる施策の中で今後より力を入れていく、推進していくものを「拡充」、その他継続して取り組んでいくものを「継続」として設定しており、新計画では新規の取組が 11 件、拡充の取組が 8 件、継続の取組が 24 件を設定している。

また、第2回審議会において舟橋精一委員から意見・質問のあった生ごみの分別収集に関する内容について、今後本市として燃やすしかないごみの減量は必要課題であることを鑑みて、p39 基本施策2-4の具体的な取組へ生ごみの分別収集の内容を含む「再資源化における先進的な取組の研究」を追記した。この取組を追記し、今後燃やすしかないごみの減量へつながる再資源化の先進的事例を研究し実施できるよう努めていく。

また、国が推進する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換に対応する為、「循環経済への転換に向けた普及・啓発」についても具体的な取組へ追記している。

第5章は市内で発生する一般廃棄物のうち市で収集・処理ができないもの等について記載している。

第6章は「食品ロス削減推進計画」となっている。

43 ページから 45 ページでは国や愛知県の食品ロスに関する状況を整理し記載しており、46 ページから 48 ページでは本市の食品ロスの状況について記載している。

46 ページには今年度を実施した燃やすしかないごみのごみ組成調査結果を記載しており、この結果を用いて食品ロス発生量を推計し、47 ページへ記載している。

48 ページ下段から 49 ページでは「食品ロス削減推進計画」の基本理念と目標値を記載しており、ごみ処理基本計画の目標値と同様に第2回審議会から「食品ロス削減推進計画」の目標値を変更している。目標値の設定方法についてはごみ処理基本計画目標値の設定方法と同様である。

50 ページ、51 ページでは食品ロス削減に求められる役割と行動及び食品ロス削減に向けた具体的な取組を記載している。新規の取組5件、拡充の取組3件、継続の取組1件の計9件の取組を実施していく。

第7章は策定したごみ処理基本計画に沿って事業を進めていくための基本的事項を記載している。計画の進捗状況等については年度ごとに確認を行い、内容については当審議会にて報告する。

質疑応答なし。

議事の内容について承認。

以上